

「緊急事態宣言」発令に伴う当クラブの営業体制について

お客様各位

令和3年9月10日

日頃より小田原湯本カントリークラブをご利用いただき誠にありがとうございます。
8月11日に政府より再発出されました「緊急事態宣言」に伴い、お客様並びに従業員の健康と安全を考慮し、
営業
内容を一部変更させていただきます。
度重なる変更等により、お客様には大変ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜ります
ようお願い申し上げます。

1. 営業内容の再度変更期間

8月30日(月)～~~9月12日(日)~~

9月30日まで延長

但し、宣言の期間が延長又は短縮された場合はそれに準ずる。

2. クラブハウス内について

- ①レストラン及び各売店での酒類の提供は終日中止とさせていただきます。
酒類の持ち込みもお断り申し上げます。
- ②レストランは、ランチ終了後クローズとさせていただきます。
- ③マスク会食(昼食)を推奨します。
- ④クラブハウス内ではマスクを着用してください。
- ⑤夏期間中は熱中症対策等のため、プレーができる服装でご来場される事を推奨します。
- ⑥クラブバスは通常通り運行いたしますが、お車での来場を推奨します。
- ⑦期間中のプレーは1ラウンド以内とさせていただきます。

3. その他

- ①新型コロナウイルス感染状況や緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の期間の変更などにより、営業内容が変更される事があります。
- ②当クラブとして、引き続き新型コロナウイルス対策(HP・ハウス内掲示参照)を継続します。

小田原湯本カントリークラブ 支配人